102-73

問題文

厚生労働大臣が、薬剤師の免許の取消し等の処分をするにあたって、あらかじめ意見を聴かなければならないのはどれか。1つ選べ。

- 1. 医道審議会
- 2. 都道府県知事
- 3. 内閣府
- 4. 薬事·食品衛生審議会
- 5. 裁判所

解答

1

解説

免許の取り消し等において意見を聴く必要があるのは「医道審議会」です。

以上より、正解は1です。

県知事が法規の分野で一番関与するのは、麻向法関連ではないかと思います。

内閣府は、内閣の補佐機関です。

薬事・食品衛生審議会の役割は、医薬品の承認や、薬事・食品関連の調査・審議を行うことです。

裁判所は、民事事件や刑事事件を裁く場所です。